

# <別紙 3>

〔 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限 〕

【3-1（厚生労働省）】

・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督

・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業

**事務・権限の概要**

- 職業紹介事業、労働者派遣事業の開始許可（職業安定法第30条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条）
- 事業者に対する指導監督等（職業安定法第48条の2、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第48条）
- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業に関する指導監督（職業安定法第33条の4、第48条の2）
- 公共職業安定所（ハローワーク）が行う求職者・求人者に対する無料職業紹介事業（職業安定法第5条第3項、第8条）

**各府省の回答（平成25年5月）**

**『移譲以外の見直し』**

- 地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。

このため、

- ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。
- ② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。
- ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）

これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

- なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣

### 【3-1（厚生労働省）】

事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。

仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

- 地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないように、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一的に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。

- また、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

地方移管が不適切な理由は以下のとおり。

#### ① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。

#### ② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。

(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者（平成23年度実績）

#### ③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

【3-1（厚生労働省）】

<p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓（平成21年度は183.4万人の求人を開拓）を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している（前述の労働政策審議会意見書（21.2.5、22.4.1）を参照）。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</li> <li>・ 全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</li> <li>・ 安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。</li> <li>・ 地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。</li> <li>・ 職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。</li> <li>・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。</li> <li>・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。</li> </ul>

## 雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等

<b>事務・権限の概要</b>
○ 事業主が労働者を雇用した時や離職した時の届出の受理（雇用保険法第7条） ○ 公共職業安定所（ハローワーク）における失業者に対する雇用保険の適用・認定・給付等（同法第15条）
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>
<b>『移譲以外の見直し』</b>
○ 一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。 なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせる実施することが先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。

【3-2（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</li> <li>・ 全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。</li> <li>・ なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかの指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。</li> <li>・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。</li> <li>・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。</li> </ul>

【3-3（環境省）】

石綿による健康被害の救済に関する法律（平18法4）  
に基づく認定申請の受付及び経由

<b>事務・権限の概要</b>	
○ 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定の申請の受付及び経由の事務	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
『移譲以外の見直し』	
○ 石綿健康被害救済法に基づく認定の申請については、同法施行規則第25条の規定に基づき、地方環境事務所を経由して、また、独立行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康被害救済法施行規則第26条第2項の規定に基づき環境大臣が指定する者（各自治体の意向を聞き取り、各地の保健所の他、一部都道府県や政令市等を指定している）を経由して、環境再生保全機構に提出することができることとされている。	
○ このうち、地方環境事務所の行う認定申請の受付・経由の事務については、	
・ 石綿健康被害救済法は、国の責務で、行政的な石綿健康被害者の救済措置を講ずることとしたものであることから、その認定の申請の受け付けについても、まずは国の責務として行うべきであること。	
・ 申請者が迅速に救済（認定の可否の判断）を受けられるよう、申請者の便宜を第一義に考え、国・地方自治体を問わず、可能な限り幅広い行政窓口で認定申請を受け付けることが適切であること。	
から、引き続き、維持することが適当である。	
○ 地方環境事務所が認定申請を受け付けて経由するという制度を維持することを前提として、	
・ 独立行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康被害救済法施行規則第26条第2項の規定に基づき環境大臣が指定する者として、より広く地方自治体や関係機関を指定することとするについては、積極的に協力させていただきたい。	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>

# <別紙 4>

引き続き検討・調整を要する事務・権限

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、  
地方が移譲等を求めているもの)

**沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）に基づく沖縄振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務、並びに二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施**

**事務・権限の概要**

- 総務部（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2、第 4 条、第 5 条）
  - ・沖縄振興審議会の現地開催時の庶務、本府との連絡調整
  - ・沖縄振興推進調査の実施
  - ・沖縄総合事務局観光振興推進本部の運営、関連調査の実施
  - ・その他経済動向等の調査、資料収集等
- 財務部（同法第 109 条、同法施行令第 36 条）
  - ・内閣総理大臣が指定する小中学校等敷地の用に供するための国有地の無償譲渡、減額売払又は貸付け
- 農林水産部（同法第 60 条～第 62 条、第 105 条）
  - ・地域特性を生かした農林水産業の振興
  - ・土地改良事業等の実施
- 経済産業部（同法第 28 条～第 40 条、第 42 条～第 52 条、第 63 条～第 72 条）
  - ・情報通信産業の振興に関する事務
    - ：表彰、関連セミナー、海外調査等、中小企業の情報化の推進（普及・啓発事業）等
  - ・産業の高度化（沖縄地域経済産業ビジョンの推進等）
  - ・貿易振興等、海外展開の推進
  - ・電気の安定供給の確保（電源立地地域対策交付金等）
  - ・中小企業の振興（経営基盤の強化支援等）
- 開発建設部（同法第 105 条、第 106 条、第 107 条、108 条）
  - ・道路、港湾、空港の整備
  - ・県道・市町村道の直轄による工事实施
  - ・地方港湾の直轄による工事实施
  - ・二級河川の改良工事、維持又は修繕、国直轄建設 8 ダムの維持・管理及び当該ダムに係る河川管理、現在建設中の 1 ダムに係る事務
- 運輸部（同法第 6 条～第 27 条）
  - ・観光の振興に関する事務
  - ・交通の確保等に関する事務

**各府省の回答（平成 25 年 5 月）**

**『措置済み』**

- 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。
- 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。
- また、沖縄振興特別措置法第 107 条は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されて

【4-1（内閣府）】

いる。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。

《参考》

- 沖縄振興計画の策定主体を国から県へ変更したことにより、国は、基本方針（平成24年5月内閣総理大臣決定）において振興の意義あるいは基本的な方向性を定め、県は、沖縄振興計画（平成24年5月沖縄県決定）において振興に係る個別具体の事業を定めている。
- その結果、県の主体性の更なる発揮と地元のニーズに合ったきめ細やかな施策展開が可能となったもの。
- なお、今後、沖縄振興計画の中間年である5年後を目途に、計画全体の評価を実施することとなっている。

全国知事会意見（平成25年6月）

- ・ 沖縄振興計画の策定主体を沖縄県としたことや、沖縄振興交付金制度の創設などは、沖縄振興に分権的視点を持って取り組まれたことの表れであり、評価されるべきと考えらる。
- ・ しかしながら、沖縄総合事務局は、沖縄県との業務の重複が見られ、国と沖縄県の役割分担を見直す必要性が残っている。
- ・ 沖縄の特殊事情に基づいて国の責務とすべき一部の事務・権限を除き、ガバナンスの確保の観点から、沖縄総合事務局の事務・権限を沖縄県に移譲することを要望する。

各府省の見解（平成25年8月）

- ・ 沖縄は、歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、政府は、国の責務として沖縄の振興を図っているものであり、沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。
- ・ 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。
- ・ なお、沖縄総合事務局では、今回検討の対象となった振興開発計画の作成及び推進等に関する沖縄総合事務局固有の事務（左に掲げる事務）以外にも、関係省の出先機関としての事務を行っており、関係省の出先機関としての事務については、当該関係省の事務・権限の見直しを踏まえて検討してまいりたい。

【4-2（厚生労働省）】

・職業安定法（昭22法141）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督

・職業安定法（昭22法141）に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業

**事務・権限の概要**

- 職業紹介事業、労働者派遣事業の開始許可（職業安定法第30条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条）
- 事業者に対する指導監督等（職業安定法第48条の2、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第48条）
- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業に関する指導監督（職業安定法第33条の4、第48条の2）
- 公共職業安定所（ハローワーク）が行う求職者・求人者に対する無料職業紹介事業（職業安定法第5条第3項、第8条）

**各府省の回答（平成25年5月）**

**『移譲以外の見直し』**

- 地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。

このため、

- ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。
- ② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。
- ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）

これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

- なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣

## 【4-2（厚生労働省）】

事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。

仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

- 地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないように、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。

仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。

- また、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

地方移管が不適切な理由は以下のとおり。

### ① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。

### ② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。

(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者（平成23年度実績）

### ③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

【4-2（厚生労働省）】

<p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓（平成21年度は183.4万人の求人を開拓）を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している（前述の労働政策審議会意見書（21.2.5、22.4.1）を参照）。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</li> <li>・ 全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</li> <li>・ 安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。</li> <li>・ 地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。</li> <li>・ 職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。</li> <li>・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。</li> <li>・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。</li> </ul>

## 雇用保険法（昭49法116）に基づく雇用保険の適用、認定、給付等

<b>事務・権限の概要</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主が労働者を雇用した時や離職した時の届出の受理（雇用保険法第7条）</li> <li>○ 公共職業安定所（ハローワーク）における失業者に対する雇用保険の適用・認定・給付等（同法第15条）</li> </ul>
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>
<p><b>『移譲以外の見直し』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。</li> </ul> <p>なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。</li> </ul> <p>※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。</li> </ul> <p>※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の国際標準である。</li> <li>④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。</li> </ul>

【4-3（厚生労働省）】

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</li> <li>・ 全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。</li> <li>・ なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかとの指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークが行う無料職業紹介事業等については、地方分権改革有識者会議の下の専門部会で議論することとされており、当該専門部会の結論を尊重して対応する。</li> <li>・ 専門部会でも議論された「ハローワークの求人情報のオンライン提供」の実施方法については、専門部会における議論を踏まえ、平成26年度中の出来るだけ早期の開始に向け、地方自治体と実務的な調整を進めている。</li> <li>・ なお、厚生労働省としては、労働局・ハローワークの事務・権限等の地方移管は困難であると考えており、その理由は本年5月に提出した「事務・権限移譲等検討シート」に記載したとおり。</li> </ul>

**個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）に基づく相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん**

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（385箇所）し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法などの総合労働相談対応（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条）</li> <li>○ 民事問題について、事案に応じた助言・指導（同法第4条）、紛争調整委員会に委任し実施するあっせん（同法第5条）</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
<p>『措置済み』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「工程表」に沿って、平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出（※平成21年3月31日発出）し、参加機関、協議事項等の拡充を図った。具体的には、地域の実情に応じ、①相談担当者のための合同研修会の実施、②参加機関共同での労働相談会の実施、③共同でのセミナーの開催の実施等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進し、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図ったところである。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別労働紛争対策については、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）及び出先機関改革に係る工程表（平成21年3月）に沿って、都道府県、弁護士会、社会保険労務士会等紛争解決機関との連携強化を図っており、今後とも、都道府県等との関係を密にしていきたい。</li> <li>・ 現在、都道府県労働局の実施する制度は、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働基準監督官という労働条件に関する専門職員集団を擁していること</li> <li>・ 労働基準監督署、公共職業安定所及び雇用均等室という労働法令を直接施行する機関を都道府県労働局が運営していること</li> </ul> </li> <li>等により、あらゆる労働相談に対応し、労働基準法等の法令違反があった場合の対処及び民事上の個別労働紛争への対処を総合的に行い、迅速かつ円滑な処理が可能となっている。</li> <li>・ 一方、都道府県は、上記のような対処は行えないものの、公労使三者構成の労働委員会にその実施を委任しているものも含め、地域の実情に応じた様々な方法で相談等を行っ</li> </ul>

【4－4（厚生労働省）】

	<p>ている（又は行っていないところもある）ものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・このように、両者にはそれぞれの特色があり、どちらかに一元化を図ることは、かえって労働者保護等の観点から適当ではないものとする。</li></ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

農地法（昭27法229）に基づく農地転用の許可等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 ha を超える大規模な農地転用の許可（農地法第4条及び第5条）</li> <li>○ 2 ha 超 4 ha 未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第2項）</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は、一都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。</li> <li>○ 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。</li> <li>○ 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」（農地の確保）を目指すことで一致がみられているところ。</li> <li>○ 転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わることとしているところ。</li> <li>○ 平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。</li> <li>○ よって、本事務については、「当面の移譲対象となる事務・権限」としてではなく、上記の検討の中で対応すべきもの。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割り。農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、公益性のバランスを考慮しながら、地域における総合的な土地利用を図る観点から判断する必要がある。</li> <li>・ 農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 ha 以下の農地の転用は都道府県知事が、4 ha 超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成22年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占めている。</li> <li>・ 非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。</li> <li>・ 本事務の審査は、「農地法関係事務処理要領</li> </ul>

	<p>の制定について」第4の5別表1の事務処理期間を標準的な期間として適切に対応（標準的な事務処理期間は、国も都道府県も同じ6週間）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用法制については、国土利用計画法に基づく国土利用計画の下で、都市地域、農業地域等の土地利用についての各個別法に基づく土地利用計画が一体的に運用されることにより、総合的な調整が図られており、また、個別の農地の転用需要に対しては、都市計画等と調整しつつ、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしている。</li> <li>・なお、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加えることとされている。</li> </ul>
<p><b>全国市長会意見（平成25年6月）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4ha以下の農地の転用は都道府県知事が、4ha超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成22年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占めている。</li> <li>・非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。</li> <li>・また、農地の転用許可は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当である。</li> <li>・なお、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保の</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市において、農業と工業、市街地のバランスある地域独自の土地利用の促進、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興等、地域の活性化を図るため、農地転用許可権限を都市自治体に移譲されたい。</li> </ul>	

【4－5（農林水産省）】

	<p>ための施策の在り方等について検討を加えることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、農地転用許可に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例の規定に基づき、都道府県が個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して都市自治体に権限移譲することが可能である。</li></ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発

### 事務・権限の概要

- 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定）
- 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施
- 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映
- 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検
- 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価
- 都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワークを構築し、連携を促進するため、以下を実施
  - ・都道府県や市町村に対する食育推進のための働きかけ、地域協議会への参加、地域の優良事例の情報収集・提供。
  - ・栄養バランスのよい日本型食生活の実践、食品の安全性確保対策、食料自給率の向上対策等に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。

### 各府省の回答（平成25年5月）

#### 『措置済み』

- 国が現在行っている本事務は、以下のとおり、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は全国的視点に立ったものに限定されており、既に必要な措置が講じられているとともに、引き続き国が行う必要がある。
- 本事務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。
- 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。
- 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的

【4-6（農林水産省）】

な被害が発生（大規模または広域的な被害を発生させるおそれがあるものを含む）した場合に、県域を問わず全国規模で、当該食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行い、被害の拡大を防止するためのものである。

このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであるという性質に鑑み、国の責任において対応する必要がある。

- 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行うため、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。更に、食育の「国民運動」としての展開を全国的・継続的に着実に推進していくためには、国においてその事務を実施することが必要である。

《参考》

- 食の安全のための施策等に関する意見交換会については、具体的には、食品中の放射性物質対策や家畜の伝染病対策、自給率向上のための施策等、全国統一的な視点からの情報提供や意見交換を国が責任を持って行う必要があるものをテーマとして開催している。一方、各都道府県は、そのおかれた状況に応じた取組を行っている。例えば、食品中の放射性物質対策についても、原発事故の影響の大小、生産地か消費地か等、自治体の状況に応じた取組について情報提供している。
  - 消費者相談についても、農林水産行政全般に対する全国の消費者からの質問や意見に関して、農林水産省所管の法令等に照らし、国が責任を持って、統一的に回答している。
  - 食育の推進に関する事務については、食育基本法が規定する国と地方公共団体との役割を踏まえ、食料自給率の向上を図る上で不可欠な食生活改善等の実践を促し、全ての国民が食や農への理解を深めることができるよう、国の責任において必要な推進基盤を整えることを目指している。
  - 平成23年4月に、市町村による教育ファーム（※1）の推進計画の策定に係る指導通知（※2）を廃止した。
  - 現在、教育ファーム等食育予算（消費・安全対策交付金）においては、市町村による教育ファームの推進計画の策定の有無に関わらず、教育ファームを実施する農業者や地域等を支援することとし、より地域の取組を尊重した仕組みとしている。
- ※1）教育ファームとは、生産者の指導の下、種まきから収穫までといった一連の農作業等を体験する機会を提供する活動。大人から子供まで、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関する活動への理解を深めることを目的としている。
- ※2）「様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について」（平成18年4月12日付け18消安第163号）

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・本件補助事業については、住民に身近な行政に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・本件事業は、消費・安全対策交付金にて対応しており、都道府県の裁量で事業を実施することが可能です。</p>

【4-7（農林水産省）】

園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整）

**事務・権限の概要**

- 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務  
（産地活性化総合対策事業、生産環境総合対策事業 等）
- 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務  
（野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、食肉流通改善合理化支援事業 等）
- 経営所得安定対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の需給調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務  
（経営所得安定対策 等）
- 環境保全に効果の高い営農活動の取組を増加していくため、環境保全型農業直接支援対策により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して行う直接支払い等の業務を実施。  
（環境保全型農業直接支援対策）
- その他、災害や鳥獣被害など県域を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施  
（鳥獣被害対策業務 等）

**各府省の回答（平成25年5月）**

『措置済み』

- 国が現在行っているこれらの業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 具体的には、「事務・権限の概要」で示しているとおり、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、

【4-7（農林水産省）】

飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。

《参考》

- 鳥獣被害防止施設の整備等に係る助成事業について、都道府県の裁量を高めるため、国の直接採択事業を廃止し、都道府県向けの交付金に変更。（平成22年度～）
- これに伴い、地方農政局等の事務も、当該助成事業の執行事務は国として実施すべき最低限のものに限定し、被害の深刻化につながる、行政区域と無関係な鳥獣の活動に対応した広域対策を促進する等、国でなければ実施出来ない事務を積極的に実施できるよう変更。  
（参考）平成21年度以降に新たに開始した事務・事業の例
  - ① 経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）に係る事務（平成22年度～）  
食料自給率の向上に向け、水田の有効活用を図るものであり、21年度の見直しの際に地域が行うことのできない全国的視点に立って行う事務として整理された「需要に見合った食料供給力の強化に関するもの」に該当。
  - ② 環境保全型農業直接支援対策に係る事務（平成23年度～）  
国際的な流れとして、地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中で、環境と調和のとれた営農活動を促進するものであり、21年度の見直しの際に地域が行うことのできない全国的視点に立って行う事務として整理された「国際的な課題への対応に関するもの」に該当。

全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・本件補助事業については、実態として事業実施主体である協議会の事務を都道府県や市町村が行っている例があるなど、地域産業を理解し事業者と身近に接する地方自治体が行うべき事業であることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・これらの事務に関して、助成措置の手法としては、都道府県の裁量を高めるために交付金化を進めてきたところ。現在、国が直接採択を行っている事業については、全国的に推進すべき先進的な取組のモデル実証に対する助成等、全国視点に立って行うものに限定されている。</p>

下請代金支払遅延等防止法（昭31法120）に基づく立入検査等

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下請事業者からの申告対応</li> <li>○ 親事業者への立入検査の実施</li> <li>○ 立入検査結果に基づく親事業者への改善指導</li> <li>○ （悪質な違反について）公正取引委員会への措置請求事案の組成</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
『国に残すもの』	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</li> <li>○ なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること（もしくは重複して行われないように調整すること）による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者1社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。</li> <li>○ よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<p>・ 統一的な運用は都道府県間の情報共有や連携などにより確保することが可能であり、事業者に対する報告徴収・立入検査・公取委に対する措置請求権限を都道府県へ一律移譲すべき。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>・ 本事務の実施に当たっては、毎年度全国一律一斉に定期書面調査を実施（公正取引委員会と中小企業庁で分担）しており、その結果浮かび上がってくる下請法違反被疑事案は、親事業者と下請事業者との間で都道府県を跨ぐものが大半であり、リーダー事務所の所在地も多岐に亘るため、違反被疑事案の自治体への配分や自治体間での連携等について、複雑な調整が必要となるため、迅速な事件処理に支障がでる。</p> <p>また、下請法は、全国で統一的な執行しなければならないため、各都道府県が個別の下請法違反被疑事件の事件調査の主体となると、異なる法解釈や証拠の認定方法が生じる恐れがあることや、同一の内容の下請取引が、ある地域では違反とされる一方で、ある地域では違反とされないなど法的安定性を欠くことになる。</p> <p>さらに、下請法の執行には、一定規模の人</p>

	<p>員を継続的に事件調査に従事させ、専門性を養成・確保する必要があるが、各都道府県単位での執行となると、十分な実地経験が得られない地域が出てきたり、都道府県間での検査官に能力差が生じる可能性がある。</p> <p>上記等の理由により、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることが懸念されるため、都道府県への事務の移譲は困難と考えている。</p> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請法違反被疑事件は、親事業者による違反行為が都道府県を跨ぐ事案が大半であり、また、親事業者と下請事業者が同一の都道府県に所在する場合や、異なる都道府県に所在する場合など区々である。このような状況において、一つの都道府県が下請法の執行を担当することとしたとき、下請法の統一的かつ実効性のある運用を確保することが困難となる。</li> </ul> <p>このため、都道府県間で情報共有や連携を行うとしても、下請法に係る経済産業局の事務・権限を都道府県に移譲することには反対する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国規模で事業展開している親事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</li> </ul>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1の親事業者に対し、複数の都道府県に跨がる下請事業者が存在しており、都道府県を跨ぐ下請法違反被疑事案が発生した場合は、都道府県内の事業者のみではなく、全体を通して、下請法違反被疑事案がないか確認すべきであるが、頂いている事例においては、都道府県を越えた違反被疑事案について、その全体を把握することができないものと懸念される。</li> </ul> <p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業法や特定非営利活動促進法においては、事業者からの申請に基づき国の機関や都道府県知事が許可・認証を行い、それを前提とした監督の仕組みが設けられていると承知している。</li> </ul> <p>一方で、下請法において同様の措置を講じる場合には、下請法は建設業を除く全ての業種を対象とするものであるところ、下請法の規制対象となる資本金1,000万円以上の事業者全てについて申請を求めることは現実的ではない。</p> <p>したがって、都道府県を跨ぐような事案について、建設業法や特定非営利活動促進法と同様の仕組みを設けることで下請法の統一的な運用を図ることはできないため、下請法に係る経済産業局の事務・権限を都道府県に移譲することには反対する。</p>

工業用水道事業法（昭33法84）に基づく自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出</li> <li>○ 自家用工業用水道に関する報告</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152）。</li> <li>○ 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から、著しい支障が生じる。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・国は都道府県と民間業者等がイコールフットィングで競争する立場であることを理由に移譲困難としているが、同一案件（同一の給水区域）について競争関係にあるものはなく、困難理由に当たらないため、移譲すべき。</p>	<p>・都道府県が自家用工業用水に関する事務の権限を有した場合、都道府県内の全ての自家用工業用水道の状況（潜在的な工業用水ユーザであること及びそのユーザの生産規模、生産状況等）を把握できる。</p> <p>一方で、工業用水道事業は、都道府県のみならず市町村、民間等においても独立採算制で運営されており、都道府県の運営する工業用水道事業の給水区域に自家用工業用水道が存在した場合、都道府県が自家用工業用水道を布設する者に対し、工業用水道事業への乗り換えを働きかけたり、または、自家用工業用水道の布設されている地域で工業用水道事業が運営されていない場合、給水区域の拡大や新規の工業用水道事業を始めることが可能となる。</p> <p>結果、その地域の市町村等が運営主体となる機会を奪う可能性があるため国から地方への事務・権限の移譲はできないと考える。</p>

中心市街地の活性化に関する法律（平10法92）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務</li> <li>○ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定</li> <li>○ 中心市街地活性化に関する委託事業の実施</li> <li>○ 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。</li> <li>○ 特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・ 中心市街地活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・ 中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から都道府県に事務権限を移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じるため、経済産業局が事務を行うことが</p>

【4-10（経済産業省）】

<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>適当。</p> <p>・平成18年の中心市街地活性化法の改正以降、「選択と集中」の考え方のもと、地権者等多様な参加者の幅広い参画を得て積極的に取り組む地域に対して限られた政策リソースを配分し、重点的な支援策を講じるため、政府の全国的な視点に基づき、法に定めるとおり基本計画の認定を行ってきたところ。引き続き限られた政策リソースを効率的に活用するため、同スキームによる中心市街地活性化を推進していく必要がある。</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整</li> <li>○ 事業計画の認定・承認に係る事務</li> <li>○ 補助金の交付・確定に係る事務</li> <li>○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</li> <li>○ また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。</li> <li>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>

**産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平11法131）に基づく中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等**

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定</li> <li>○ 支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の認定、業務運用の適正化、監督</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
<p><b>『国に残すもの』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の観点から全国的に統一された支援基準（実施基本要領）を示すだけでなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。</li> <li>② 地域毎に異なる運用がなされた場合、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い（貸出条件緩和と債権としない取扱い）や課税上の取扱い（債務免除益課税の緩和、無税償却）が認められず、中小企業の事業再生が進まない。</li> <li>③ 事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるものではなく、全国一律のセーフティーネットとして機能する必要がある。</li> </ul> </li> <li>○ 事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。</li> <li>○ また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<p>・国の支援基準に沿って再生支援を行うことから全国統一的な運用は可能であること、知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること、債権放棄は適正な手続きがあれば地方としても対応せざるを得ず、地方が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないことから、移譲すべき。</p>	<p>・国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生（私的整理）においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。（こう</p>

	<p>したケース・バイ・ケースの対応を事前にルール化することは困難。）</p> <p>したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。</p> <p>本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。</p> <p>また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い（貸出条件緩和債権としない取扱い）や課税上の取扱い（債務免除益課税の緩和、無税償却）の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。</p> <p>さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施したことから、債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。</p> <p>なお、一部都道府県等から『中小企業への事業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図るなど万全な措置を講じること』との強い要望もある。</p>
<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87）に基づく自動車製造業者等に対する報告徴収、立入検査

<p><b>事務・権限の概要</b></p> <p>○ 自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する報告徴収（使用済自動車の再資源化に関する法律第130条第3項）、立入検査（同法第131条第2項、第3項、第4項）</p>	
<p><b>各府省の回答（平成25年5月）</b></p> <p>『国に残すもの』</p> <p>○ 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。</p> <p>○ 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。</p> <p>○ また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。</p>	
<p><b>全国知事会意見（平成25年6月）</b></p> <p>・ 本件事務を共管する地方環境事務所の検討結果にあわせ、地方に移譲すべき。</p> <p>・ 移譲に当たっては、報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・ 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p><b>各府省の見解（平成25年8月）</b></p> <p>・ 地方環境事務所の検討結果においても、「全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である」としており、法第28条に規定する再資源化の認定に係る自動車製造業者等は全国に事務所を持つものであるため、都道府県に報告徴収及び立入検査の権限を移譲することは適当ではない。</p> <p>・ 上記に同じ。</p> <p>・ 上記に同じ。</p>

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平 18 法 33）に基づき  
研究開発計画の認定等

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等）</li> <li>○ 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募／採択、契約、事業管理、確定等）</li> <li>○ 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及</li> <li>○ 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 等</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成 25 年 5 月）</b>	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。</li> <li>○ このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</b>	<b>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</b>
<p>・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域ものづくり産業の高度化のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・ものづくり基盤技術は我が国製造業の国際競争力の源泉であり、中小ものづくり高度化法第 10 条において、国は、ものづくり基盤技術の水準の向上を図るため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施等必要な施策を講ずるものとされている。</p> <p>また、経済産業大臣は、国が守るべき基盤技術、伸ばすべき基盤技術を明定し、その研究開発の方向性を定めた指針に適合した研究開発計画を認定している。</p> <p>これまでの認定計画では、理研、産総研、物材研、JAXA、農研機構等の国家関係行政機関が中小企業の協力機関として名を連ねており、ものづくり基盤技術の水準の向上という観点で、基盤技術分野における熾烈な国際技術競争に打ち克つべく国策として中小企業の研究開発を支援しているところ。</p> <p>しかし、研究開発計画の認定等を都道府県に委ねた場合、都道府県により認定基準が異なる可能性があるため、研究開発の一体性が失われ、開発支援すべき技術が埋没するおそれがある。</p> <p>また、国として指定する基盤技術は現在 22</p>

【4-14（経済産業省）】

	<p>技術あるが、技術は国内外で日進月歩しているため、その分野や指針については国家的課題として2～3年ごとに改正している。認定は日々進歩する技術にあわせて弾力的・機動的に実施されているため、国として認定して支援すべき技術の研究開発計画を具体的に特定するには、国内外の技術動向を見て我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に資するかを判断する必要がある。したがって、法目的上、地域振興を目的としたものではないため、全日本の見地からの認定等の判断を行うことが出来なければ、法目的達成に著しい困難が生じることになる。</p>
<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律  
（平19法39）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整</li> <li>○ 事業計画の認定に係る事務</li> <li>○ 補助金の交付・確定に係る事務</li> <li>○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</li> <li>○ また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</li> <li>○ なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。</li> <li>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平19法40）に基づく支援及び助言等

事務・権限の概要	
<p>○ 国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対する支援等に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等）</li> <li>・ 法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及び助言（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施）</li> <li>・ 基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施）</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要がある、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。</li> <li>○ 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。</li> <li>○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組みを行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> <li>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。</li> <li>・ 第3次勧告をふまえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号の第一次一括法）において、改正前の企業立地促進法第5条2項8号、9号12号（企業立地の連携や迅速な処理を図るための体制整備等）は削除済みである。                      なお、当該基本計画は、制度上、国の税制・財政・法制上の特別な措置が講じられる計画となっており、企業立地促進法の制度の効果検証を行う上で、重要なものであり、本制度の根幹をなすもの等であることから、維持する必要がある。</li> </ul>

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律  
（平 20 法 38）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整</li> <li>○ 事業計画の認定に係る事務</li> <li>○ 補助金の交付・確定に係る事務</li> <li>○ 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</li> </ul>	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>○ 広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</li> <li>○ また、認定件数が年間 0 件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農商工連携による中小企業の経営向上、新事業の創出は、迅速かつきめ細かな支援が必要であり、地域性が高い施策である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</li> <li>都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。</li> <li>また、認定件数が年間 0 件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第 3 次勧告の範囲内とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平 21 法 80）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務</li> <li>○ 地域中小商業支援事業費補助金の交付事務</li> </ul>	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</li> <li>○ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約 1700 市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。</li> <li>○ なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。</li> <li>○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<p>・商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき</p>	<p>・商店街は、小売りの中でも売上の約 4 割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第 18 条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。</p> <p>全国的に商店街の疲弊が進む中、全国的視点から全国のモデルとなる先行的取組を支援し、支援した取組のノウハウを全国に展開していくことが効率的かつ効果的であり、国において実施することが適当である。</p> <p>また、地方公共団体や地方商工関係者等からの要望で、「国として、しかるべき予算措置を講ずべし」との強い要望もある。</p> <p>なお、事業の申請にあたっては、地方公共団体から関与表明書の提出を求めるとともに、地方公共団体のまちづくり計画等の取組との整合性についても審査対象としているところ。今後とも地方自治体と連携を取りつつ、商店街の活性化を図ってまいりたい。</p>

【4－18（経済産業省）】

<p>・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</p>	<p>・同上</p>
-----------------------------------------------------	------------

新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興）

＜産業クラスターの支援＞

事務・権限の概要	
<p>○ 産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。</p> <p>○ 立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年間前倒しで自律的發展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <p>○ 国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となる。このことから、産業クラスター計画の発展形に対する補助事業と位置付けられている「地域新産業戦略推進事業」については、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。</p>

＜ソーシャルビジネスの振興＞

事務・権限の概要	
<p>東日本大震災復興のため、被災地向けソーシャルビジネス（福祉・子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決）に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助事業の採択審査手続、補助金の交付決定及び確定の手続</li> <li>○ 補助事業の進捗状況（中間、年度末）</li> <li>○ 補助事業の管理及び指導・助言 等</li> </ul>	
各府省の回答（平成 25 年 5 月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。</li> <li>○ なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の復興におけるソーシャルビジネスの振興については、国が全国的な視点に立った上で、全国各地において先進的なソーシャルビジネスで被災地の社会的課題（住民生活に支障を来たすもの等）の解消に取り組む者に対して支援することを目的としている。したがって、都道府県に移譲することは適切ではない。</li> </ul>

技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務（地域イノベーション、情報処理の促進）

＜地域イノベーション＞

<b>事務・権限の概要</b>	
○ 地域イノベーションの事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォロー、制度の見直し等に関する本省への提案等	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
<b>『国に残すもの』</b>	
○ 本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域の実施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
○ また、本事業では、平成24年度においては16件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
・ 地方が、地域のシーズを活用してイノベーションにつなげることで、経済の活性化が図られ日本全体の競争力強化につながると考える。全国的な視点があるとしても地方が実施することで、事業者の利便性、事業執行の機動性も向上することから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。	・ 本事業の目的は中小企業と大学等との共同研究による、地域性にとらわれずに全国に広く波及効果の高い先進的な産学連携モデルの構築であることから、全国の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、移譲はできない。 ・ また、本事業は産学連携について人材・知見の集積等の整備が必要であるが、平成25年度は採択件数が12件（継続分の件数6件）と少なく、事務を都道府県等に移譲した場合に、行政効率が非効率となる。加えて、申請書類は郵送での提出を認めており、都道府県に委譲しても事業者の利便性は変わらない。よって現在の体制が最も効率がよいと考えられる。

<情報処理の促進>

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取組に対する支援</li> <li>○ 先進的な取組を行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援</li> <li>○ 複雑化・巧妙化するコンピュータウイルス等の情報セキュリティに関する脅威に体操するための国民、企業等の情報セキュリティ確保等の推進</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
<b>『国に残すもの』</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。</li> <li>○ また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的視点があるとしても、地域の中小企業等の情報化や地域のIT企業への支援は地域の実情に精通した地方が行うべきであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</li> </ul>

## JAPANブランド育成支援事業に関する事務

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における案件発掘、ニーズの収集</li> <li>○ 補助金の交付・確定に係る事務</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『国に残すもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。</li> <li>○ 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的实施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</li> <li>○ 平成24年度の本事業による支援件数は、全国で59件であり、47都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は7件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</li> <li>○ 事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、JAPANブランド育成支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</p>	<p>・本事業は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定するとともに、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しているため、都道府県のみならず広域的实施体制等の整備が行われたとしても、我が国JAPANブランドの普及推進に著しい支障が生じる。</p> <p>また、平成24年度の本事業による支援件数は、全国で59件であり、最も多くの案件がある自治体でも7件にとどまり、微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率であり、各自治体にとって、少ない案件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うことが効率的であり、かつ妥当で</p>

【4-21（経済産業省）】

	<p>ある。 よって、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------

**観光振興等（民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）**

<b>事務・権限の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の枠を越えて自治体等が広域で取組む訪日プロモーションについての国と地方による連携事業の実施（日本向け旅行商品造成のための旅行会社関係者等の招請、海外の旅行博への出展等）</li> <li>○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画の認定 ※観光庁において実施している事務</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
『措置済み』	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでも、国際観光振興に関する施策については全国的観点から先進的取組等を対象に行うとともに、一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組については求めがなければ行わないこととしており、今後とも従前どおり真に国として行う必要がある施策を対象を限定することとしているため。</li> <li>○ また、観光圏整備実施計画の認定に係る事務については、観光庁において一元的に実施することとしたため。</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光圏整備実施計画の認定事務について、必要な措置が図られているとしているが、一の都道府県内の計画の認定権限について移譲されていないため、地域の創意・工夫に基づく観光地づくりを促進する観点から移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携して実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要がある。</li> <li>・ また、観光地域ブランド確立支援事業についても、「日本の顔」となる地域独自のブランドを確立した観光地域を形成するための先進的な取組を支援するものであり、全国的見地から、観光庁において一元的に取り組む必要がある。</li> <li>・ なお、観光地域づくりプラットフォーム支援事業は、平成24年度で終了している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移譲にあたっては、観光地域づくりプラットフォーム及び観光地域ブランド確立支援等の観光地域づくりのための事業も一体として都道府県を実施主体とすべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。</li> </ul>	

直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施

<b>事務・権限の概要</b>	
<p>○ 砂防設備、地すべり防止施設に関する事業のうち地方公共団体が行う事業以外のもの（直轄砂防事業等）に係る以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。</li> <li>・ 工事の調査に関すること。</li> <li>・ 工事の実施の調整に関すること。</li> <li>・ 工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成 25 年 5 月）</b>	
『措置済み』	
○ 直轄砂防事業等の採択基準について、通知を発出した。	
<p>《参考》</p> <p>平成 25 年 5 月 1 日発出の通知により、以下のとおり直轄事業の要件を明確化した。</p> <p>○ 砂防法第 6 条により、国土交通大臣の施行する砂防工事で、本川筋に著しく土砂を流送し、もしくは流送するおそれが顕著で、本川筋の河床維持上並びに公益保持上重大な影響を及ぼすもので、下記のうち少なくとも二以上に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒廃状況：流域内の崩壊面積又は荒廃面積が、流域面積の約 1 割を超えるもの</li> <li>・ 流出土砂量：大洪水の際に流送する土砂量がおおむね 400,000 m<sup>3</sup>以上のもの</li> <li>・ 事業費：計画事業費がおおむね 100 億円以上のもの</li> <li>・ 施行方法：特に集中施行を要し、かつ高度の技術を要するもの</li> <li>・ 影響する範囲及び程度：本川筋の直轄改修区域あるいは重要都市に重大な土砂害を及ぼし、又は及ぼすおそれが顕著なもの</li> <li>・ 以上のほか国土交通大臣が経費及び技術上の見地から、都道府県に施行させることが不相当と認めたもの</li> </ul>	
<b>全国知事会意見（平成 25 年 6 月）</b>	<b>各府省の見解（平成 25 年 8 月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な対応を必要とする直轄砂防事業など地方で対応が困難なものを除き、希望する都道府県への移譲とする。</li> <li>・ 整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂防事業等は都道府県が実施主体であり、都道府県で対応することが困難なものに限り、関係都道府県知事の意見を聴取したうえで、国が事業を実施しているところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。（北海道開発局関係事務のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道知事、市町村長の意見を伺いながら協議・調整を行っていく。</li> </ul>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）に基づく総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、道路運送法（昭26法183）に基づく旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）

### 事務・権限の概要

#### <地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言>

- 地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項）。

#### <自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

- 自動車運転代行業の認定、認定取消、営業の停止・廃止命令について、都道府県公安委員会から協議を受け、同意（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、同法第7条第2項、同法第23条3項、同法第24条第2項）
- 申請書記載事項の変更、認定証の返納等に関する届出の受理（都道府県公安委員会を經由する。）（同法第8条第2項、同法第9条第3項）
- 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出に係る受理（同法第13条第3項）
- 自動車運転代行業を営む者に対する報告・立入検査、指示（同法第21条第2項、同法第22条第1項・第2項）
- 都道府県公安委員会に対する営業停止命令の要請（同法第23条第2項）

#### <自家用有償旅客運送の登録・監査等>

- 自家用有償旅客運送に係る新規登録・更新登録・変更登録（道路運送法第79条、同法第79条の6、同法79条の7）
- 報告徴収、監査等（同法第94条）
- 輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令（同法第79条の9第2項）
- 事故報告に係る届出、業務の廃止に係る届出の受理（同法第79条の10、同法第79条の11）
- 業務の停止命令及び登録の取消（同法第79条の12）
- 有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消（同法第79条の13）

#### <自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

- 自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る以下の事務・権限
  - ・ 工事施行の認可申請期間の伸長（道路運送法第50条第3項）
  - ・ 工事の完成の期間の伸長（同法第56条第2項により準用する同法第50条第3項）
  - ・ 工事方法の変更（同法第54条第1項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第1項）であって次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可
    - ①路面及び路床の構造の変更、②直線部の横断こうばいの変更、③盛土及び切土の斜面のこうばいの変更、④橋（径間20m以上のものを除く。）、開きよ及び暗きよの構造の変更、⑤排水設備の構造の変更、⑥防護設備の設置場所及び構造の変更、⑦信号、通信及び照明の設備の位置及び構造の変更
  - ・ 軽微な工事方法の変更（同法第54条第3項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第3項）に係る届出の受理

## 【4-24（国土交通省）】

- ・ 供用約款の設定又は変更の認可（同法第62条第1項）
- ・ 事業計画の変更に係る届出の受理（同法第66条第3項）
- ・ 公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更命令（同法第72条により準用する同法第30条第4項）
- ・ 事業の休止の許可（同法第70条の3第1項）
- ・ 事業改善命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。）（同法第70条）
- ・ 報告徴収、監査等（同法第94条）

### <自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）>

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対する助成の実施。

## 各府省の回答（平成25年5月）

### <自家用有償旅客運送の登録・監査等>

#### 『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討）

### <地域公共交通に関する制度的枠組みの構築>

#### 『移譲以外の見直し』

住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。

### <自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

#### 『全国一律・一斉に移譲』

自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。

### <自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

#### 『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』

自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、

希望する都道府県に移譲する方向で検討する。

<自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）>

『国に残すもの』

地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。

<地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言>

『措置済み』

これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。

全国知事会意見（平成25年6月）

各府省の見解（平成25年8月）

<自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督>

・自動車運転代行業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。

・自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。

・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。

・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

<自家用有償旅客運送の登録・監査等>

・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。

・過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。

・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。

・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。

<自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等>

【4-24（国土交通省）】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。</li> </ul>
<p>＜自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）＞</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する補助金の都道府県に対する交付金化に関する要請と思われるが、国・地方公共団体の財源配分のあり方に関連する事柄であり、まず行財政改革の一環として政府全体で議論すべき問題と考える。 地方分権改革に端を発することからも、政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。</li> </ul>
<p>全国市長会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<p>＜自家用有償旅客運送の登録・監査等＞</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する市町村に移譲する方向で検討されたい。</li> <li>・ただし、地域における裁量を拡大することが前提。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用有償旅客運送の事務・権限については、当該運送が市町村単位のエリアで住民等の生活を支えるために行われる運送であること、また、地域住民の居住や各種活動に関する情報を一元的に持ち、地域交通のニーズを最も正確かつ詳細に把握・理解しているのは市町村であり、したがって、地域交通に関する地域や住民の要望に直接的に責任を持って対応すべき立場にあるのも市町村であることを踏まえ、希望する市町村に対して移譲することが適当である。 また、事務・権限の移譲にあわせて、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から、制度の見直しを検討して参りたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、地方運輸局等による相談体制を確保されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への事務・権限の移譲に際しては、国と地方の連携により輸送の安全確保が確実に担保されるよう、運輸局・運輸支局が市町村に知見やノウハウ等を提供するなど、全面的に協力する必要があると考えている。 なお、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策については、現在、地方分権改革有識者会議 地域交通部会で検討されているところ。</li> </ul>